令和5年11月定例会 総務委員会(付託) 令和5年12月12日(火) 〔委員会の概要 公安委員会関係〕

真貝委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。 (10時31分) 直ちに議事に入ります。

これより公安委員会関係の審査を行います。

この際、公安委員会関係の追加提出議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出議案】(説明資料(その3))

- 議案第26号 徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の 採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第27号 徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部 改正について

【報告事項】

なし

桑田警務部長

私からは、条例案について御説明いたします。

お手元の説明資料(その3)の3ページ目を御覧ください。

1、その他の議案にあります(1)条例案、アの徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正案について御説明いたします。

改正の理由は、令和5年10月10日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の警察職員の給与 について改定を行う必要があるためでございます。

条例改正の概要は、最初に、aの徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正で ございますが、(a)の給料表の引上げ改定につきましては、全ての給料表について、初 任給及び若年層に重点を置き、全世代で給料月額を引き上げることとしております。

- また、(b)の期末・勤勉手当の引上げにつきまして、期末手当については、令和5年12月期の支給割合を0.05月分引き上げ、100分の125とし、勤勉手当については、支給割合を0.05月分引き上げ、100分の105とすることとしております。
- (c)の期末手当・勤勉手当の配分の均等化につきましては、令和6年度において6月期と12月期の期末手当の支給割合をともに100分の122.5とし、6月期と12月期の勤勉手当の支給割合をともに100分の102.5とすることで、年間の支給割合は維持したまま均等化を図ることとしております。
- (d)の通勤手当の改定につきましては、交通機関等利用者に対する運賃等相当額の全額支給の限度額及び運賃等相当額が全額支給の限度額を超えるときに加算することとされ

ている2分の1加算の限度額に関する規定を廃止するものです。

次に、bの一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正でございますが、

- (a) の期末手当の引上げにつきましては、職員の期末手当、勤勉手当の引上げに伴い、令和5年12月期の期末手当を0.1月分引き上げて100分の175とすることとしており、
- (b) の期末手当の配分の均等化については、令和6年度において6月期と12月期の期末 手当の支給割合をともに100分の170とすることで、年間の支給割合は維持したまま均等化 を図ることとしております。

なお、施行日は公布の日からとしておりますが、給料表の引上げについては令和5年4月1日、12月期の期末手当、勤勉手当の引上げについては令和5年12月1日から、通勤手当の改定については令和5年6月1日から適用することとしております。

続きまして、説明資料5ページ目を御覧ください。

イの徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について 御説明いたします。

改正の理由は、職員の期末手当、勤勉手当が改定されることに鑑み、常勤職員との均衡を考慮し、会計年度任用警察職員の期末手当について改定を行うとともに、地方自治法等の一部が改正されたことに鑑み、会計年度任用警察職員の勤勉手当に関し必要な事項を定めるものでございます。

改正の概要は、令和5年12月期の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、100分の132.5とすることとしております。その上で、令和6年度からは勤勉手当を支給することとし、6月期と12月期の支給割合を常勤職員の例により、ともに1.025月分とすることとしております。

また、期末手当につきましては、勤勉手当の支給開始に鑑み、6月期と12月期の支給割合をともに常勤職員と同じ1.225月分としております。

なお、施行日は公布の日からとしておりますが、期末手当の引上げについては令和5年 12月1日から、勤勉手当の支給に関する事項については令和6年4月1日から適用するこ ととしております。

以上が条例案の概要でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井企画・サイバー警察局長 報告事項はございません。

眞貝委員長

以上で説明は終わりました。 これより質疑に入ります。 それでは、質疑をどうぞ。

岡本委員

本会議で質問し、本部長から力強い答弁を頂いた特殊詐欺の件でございます。

4億円を超えて新聞にも載って、全く減るような状況がないということで、県警察も大

変だなって思いながら、やはり我々も4億円がどういうものなのか、しっかり共有をして おく必要があるのかなと思います。

まずは、4億円の被害のうち、どのような内容の被害が多かったか。それから、どういった手口に注意をしたらいいのか、その辺についてお伺いいたします。

田村生活安全企画課長

まずは、本定例会におきまして、特殊詐欺対策の強化に関する決議を全会一致で賜った ところでありまして、更に県民の被害防止意識が高まるものと感謝を申し上げます。

さて、本年の県内の特殊詐欺被害の状況につきましては、11月末現在、認知件数は66件、被害額は約4億1,000万円と、前年同期比で件数は約2倍、被害額は約6倍となっているところでございます。

手口別では、架空料金請求詐欺が34件と最も多くなっておりまして、全体の約5割を占めております。典型的なものとしましては、パソコン上にウイルス感染の画面が表示され、電話によりウイルス駆除の名目で金員を要求されたものや、インターネットの有料サイト利用に係る未納料金があるとのメールを受けて、その後に電話で、未納料金を払わなければ裁判になるなどと金員を要求されたものでございます。

そのほか、住宅メーカーを名乗る者から、老人ホーム入所権が当選したとの電話を受けまして、入所権の譲渡を持ち掛けられたので承諾したところ、後日、別人からの電話で名義貸しは犯罪である、裁判にしないため金が必要などと言われ、一人が約4,000万円をだまし取られる被害も発生しているところです。

また、本年は昨年認知していない金融商品詐欺を13件認知し、その被害額は約2億6,000万円と被害額全体の約6割を占めております。金融商品詐欺の典型的なものは、犯人らのLINEグループに加入させられ、その後に必ずもうかるとだまされて、株式投資やFX投資目的で指定口座に振り込まされたり、仮想通貨取引目的で指定口座に送金されたものでございます。

県警察では、こうした特殊詐欺に注意していただくため、新たな手口や被害の特徴等について今後もタイムリーな広報に努めてまいります。

岡本委員

金融商品詐欺とか、手口がますます巧妙化しているのだなということがよく分かりました。被害を食い止めるためにどうするか、情勢に応じたやり方は難しいんです。具体的にどういうふうにやるのか、意気込みをお願いします。

田村生活安全企画課長

委員の御指摘のとおり、特殊詐欺につきましては手口がますます巧妙化しておりまして、県民に対して様々な角度から、繰り返し注意喚起を行うことが重要と認識しております。

県警察においては、これまで量販店等でのキャンペーン、老人クラブ等での講習会、PR動画による啓発活動、金融機関、コンビニ等での声掛け訓練、撃退電話の普及促進、こういったことを実施しているほか、先月実施した知事との共同宣言を契機としまして、全

警察署における一斉キャンペーン、年末年始特別警戒に合わせた金融機関への各種啓発活動、自治体、関係機関と連携した取組などを実施して、更なる注意喚起を図ったところでございます。

一方、被害者全体の約6割が高齢者であることから、県消費者政策課と連携して学校への働き掛けを行っているところであり、子や孫世代からの啓発にも取り組んでまいります。

また、職務質問等による受け子等の検挙や悪質な犯行ツール提供事業者に対する取締り、犯罪グループの実態解明に向けた情報収集等を徹底するなど、被害防止と検挙の両輪で対策を強化してまいります。

岡本委員

確かに難しいんです。地域の安全を守る会とか私の周辺では、今までは交通事故の話が 多かったのですが、今はこの話ばかりです。私の後援会事務所と駐在所と郵便局とがほと んど並んでいる状況でございまして、お巡りさんにこんな話をよくしているんです。

郵便局の辺りでうろうろと言うと言葉が悪いんですが、居たほうがいいよねと。それくらい危ないんです。だから、地域ぐるみというか、みんなでそのことをもっともっと深い 理解というか深刻に受け止めて頑張っていかないかんのかなと思います。

主体は県警察にありますので、今後とも頑張ってください。特に年末年始、身体に気を付けて頑張ってください。

井下委員

先ほど、岡本委員からも地域とのつながりのような話もありました。

私も、今、県警察で進めております交番等の統合の地域再編計画の進捗についてお伺いをいたします。

これまでの計画に基づいて、先日、藍住交番のZEB化について質問させてもらったのですが、本年4月も幾つかの交番とか駐在所で統廃合がされたと承知しております。これについて、どのような再編がなされたのか。また、同再編によって、警察官の活動時間の変化や成果、あと一番大事なんですが、地域住民の皆様からの評価みたいなのがあるのであれば、その辺を教えていただきたいと思います。

また、私の地元といいますか、三加茂交番もできましたので、その辺も具体的に教えていただけたらと思います。

前川総務企画課長

今年再編を行いました交番、駐在所とその再編による効果、また地域住民の方からの評価等について御質問を頂きました。

今年度につきましては、小松島警察署管内で2件、牟岐警察署管内で1件の再編を行いました。

まず、小松島警察署管内でございますが、赤石町駐在所と坂野町駐在所を統合し、あかいし交番を新たに設けましたほか、ひのみね交番と田浦町駐在所等を統合いたしまして、

ひのみね交番の体制強化を図りました。また、牟岐警察署管内におきましては、海陽町の大里、浅川、奥浦の三つの駐在所を統合いたしまして大里交番を新設したところでございます。

次に、新たに交番といたしました、あかいし交番と大里交番の設置後半年間の活動状況を見てみますと、統合前と比べまして、パトロール時間がそれぞれ2倍以上となりましたほか、巡回連絡実施件数も増加するなど地域警察活動における効果が認められているところでございます。

また、令和4年4月に再編を実施いたしました三好警察署管内の三加茂交番につきましても、昨年度1年間の活動状況を見てみますと、統合前と比べまして、パトロール時間が約3倍、巡回連絡実施件数が約4倍になるなどしているところでございます。

これらの再編実施後、対象となりました交番管内の住民の方からは、夜間にパトカーをよく見掛けるようになって安心する、警察官が地域の行事等に今まで以上に参加してくれるようになったといった御意見が寄せられているところでございます。

井下委員

実際に3倍とか4倍とかということで、結果が出てきているのかなと思います。

再編する前はいなくなるという印象がどうしても強いものですから、放っておかれるというイメージがあったのですが、実際にやってみるとそういった声も上がっているということです。特に地域の行事ごとというものは、お巡りさんの姿が目に付きやすいということもありますので、こういったところにもしっかり出ていただいて対応していただいているということで、大変有り難いなと思っております。

今、監査委員をやっておりまして警察署にもよく行くのですけれども、広い地域をカバーしている交番もあったりするなと。当然、交番の老朽化とかも出てきているなということも現場を見て知っているところではあります。

ちょっと質問を変えまして、令和2年に策定しました再編計画の中では、私の地元の池田町内に設置する交番の場所は未定ということだったのですが、旧ヨンデンプラザ池田に設置することとなったと聞いております。その経緯を改めて確認させていただきたいのと、また、先ほど言っていただいたのですけれども、池田町内の割と広い地域なんですが、なくなるところもあるということで、そういったところに設置することにより、期待される効果というのはどのようなものか、改めて教えていただけますか。

前川総務企画課長

池田交番設置の経緯とその交番の設置により期待される効果についての御質問です。

三好警察署管内におきましては、来春、池田町内の箸蔵、白地、佐野の三つの駐在所等 を統合いたしまして、池田町シマの以前ヨンデンプラザ池田でありました施設に池田交番 を新設することとしております。

同交番の設置につきましては、令和2年3月、徳島県警察・地域警察再編計画を策定した時点では、委員御指摘のとおり、具体的な場所、整備手法について未定としておりましたが、その後、治安情勢の変化等にフレキシブルに対応することが可能なテナント型交番としての設置も含め、適地の選定を進めてきたところでございます。

そうした中、令和4年3月にヨンデンプラザ池田が閉館したことから、施設所有者と協議を重ねました結果、施設の場所、広さあるいは設備等の面からこれを適地と認めたところでございます。なお、本年8月末には所有者と賃貸借契約を締結し、現在は交番として利用するための内部改修工事を実施中のところでございまして、これが今年度内に完了する見込みとなってございます。

また、三好警察署管内では、池田交番の設置によりまして、さきの三加茂交番と合わせて2か所の交番が設置されるということとなり、24時間体制の強化と、さらに住民の御要望へのきめ細やかな対応にも資するものであると考えているところでございます。

井下委員

来春ということで、設置に向けて頑張っていただけたらと思います。

ちょっと意見ではないですが、住民の皆さんの意見をしっかり聞いていただいて、場所が坂の途中にあって周りに住宅の少ない地域だということで、目立つような交番にしていただきたいと思っておりますので、いろいろと工夫をしてください。

それと、これらを含めて来年の春以降に、交番化、また体制強化する駐在所について、 どのような予定なのか教えていただけたらと思います。

前川総務企画課長

来春の再編予定についての御質問でございます。

来年度、令和6年春には、徳島名西警察署及び美馬警察署管内でそれぞれ1件、三好警察署管内で2件、合計4件の再編を予定してございます。

まず、徳島名西警察署管内でございますが、石井町内の天神、白鳥、高川原、浦庄、藍畑の五つの駐在所等を統合いたしまして、現在の天神駐在所を拠点といたします石井町交番を新設いたします。

次に、美馬警察署管内では、日勤制の交番として運用しておりますうだつ交番と署所在 地を統合して、うだつ交番の体制強化を図ることとしております。

また、三好警察署管内におきましては、さきの池田交番の新設のほか、山城町内の川口 駐在所と下川駐在所を統合いたしまして、川口駐在所の体制強化を図ることといたしております。

このように、複数の勤務員が24時間体制で事案に対応する交番を拡充することなどによりまして、DV、ストーカー、児童虐待等の人身安全関連事案はもとより、夜間休日に発生する事件事故等につきましても、より的確な対応が期待できるものと考えております。

井下委員

これからもいろいろと進めていくということでございます。

先ほども言いましたけれども、統合すると、来る側は当然ありがとうございますなんですけれども、出て行く側というのは、捨てられるじゃないけど、そういうイメージも当然あってしかりかなと思っております。しっかり効果も出ているということで、こういったこともアピールもしていただかないといけないと思います。

地域住民の方との話合いをどういうふうに進めているのかというのはあるんですけれど

も、駐在所等の身近な警察施設には、地元の皆さんには結構思い入れがあると思っております。当然、安全・安心のより所となっていると思っております。

こういった空いた施設をどうするのかというのも今後考えていかなければいけないと思いますし、全然違うものに使うというわけにもいかないので、できるだけ警察とのつながりをそこに持っておいてほしいということもございます。

地域の住民への丁寧な説明を心掛けてほしいのですが、この地域住民への対応という点について、どのような認識でしょうか。

前川総務企画課長

交番、駐在所の再編に伴う地域住民への対応について御質問を頂きました。

再編により統合される駐在所の管内におきましても、統合前と同様に各地域を担当する 警察官による巡回連絡、また学校や地域行事への参加など、住民に身近な地域警察活動を 継続して行いまして、安全・安心の確保に努めてまいります。

また、統合となって勤務員が不在となります旧駐在所施設につきましては、老朽化により継続して使用し難いなどを除きまして、地域住民の御意見を踏まえ、当面の間、警察官立寄所といたしまして、パトロールや防犯ボランティア活動の拠点等として利活用することも検討しているところでございます。

再編計画を進めるに当たりましては、地域住民の方々の御理解が重要であると認識して おりまして、来年春の運用開始に向けまして、引き続き、地域住民へ丁寧な説明を行いま すとともに、各種広報媒体等を活用して再編計画の周知にも努めてまいりたいと思いま す。

井下委員

様々な取組を進めていただきたいと思います。

住民の方の賛否というのは当然あるので、丁寧な説明を心掛けていただきたいなと思います。それと、先ほど岡本委員からもお伝えしてくれたのですけれども、中山間地域における警察官は、皆さんが思っている以上に、都会の人が思うよりもすごく心強い存在です。実際、若い方がいらっしゃるということも含めて、こういった地元の気持ちというのも是非酌んでいただけたらと思っております。

また、私の地元の東祖谷でも同じように進められていると聞いております。この辺も しっかり地元の声を聞いていただければと思います。

それと、南海トラフ巨大地震では、こういった中山間地域の孤立化というのも当然心配されております。そんな中で、重ねてにはなりますが、警察官がいるという安心感というのは、地域住民にとって何物にも代えられないことだと思っておりますので、この辺をしっかりと地元の視点で酌んでいただけたらと思います。

また、実際やってみたら結果が出ているということで、私たちもしっかり評価をさせていただいて、是非、こういったことを地元の皆さんと連携して努めていっていただきたいと思いますので、年末年始は皆さんお忙しいと思いますけれども、頑張ってください。

坂口委員

私からは自転車のヘルメットの着用率について、まず伺わせていただきたいと思います。

私は鳴門市で住んでおりまして、選挙後も朝、月曜日から金曜日の間は、朝7時から8時までの間は立哨しているわけですが、そのような中で、ヘルメットの着用率がこの4月から努力義務となりましたが、余り増えていないように感じております。

中学生は校則で決まっていると思うのですが、高校生は決まっていないということで、 特に高校生は、ほとんどの方がヘルメットをかぶられていないという状況です。

そこで、4月以降、県のヘルメットの着用率がどのようになっているのか、また、世代 別の調査も行っていると思いますので、説明をよろしくお願いいたします。

大喜交通企画課長

自転車ヘルメットの着用率についての御質問でございます。

令和5年4月1日に施行されました改正道路交通法によりまして、全ての自転車利用者に対して、乗車用へルメット着用の努力義務が課せられております。

県警察が実施した県内のヘルメット着用率調査では、法改正直後の4月の着用率は27.9%で、11月の着用率は29.6%でございます。

11月の着用率の世代別では、中学生が99.4%、4月では99.2%、高校生が5.2%、同じく4月では3.3%、高齢者が26.3%、同じく4月では22.7%と、特に高校生の着用率が低い状況でございます。

坂口委員

おっしゃっていただいたとおり、ほとんど増えていないんです。

4月から11月の間で1.7%しか上昇していません。県のほうでは、60歳から65歳、高校生に対してヘルメットの助成をするということで予算も取っていますが、その進捗も12.5%で余り進んでいない。まだまだ高校生の方々、高齢者の方々の認識が低いのかなというところであります。

そこで、着用率向上に向けた今後の取組について伺わせていただければと思います。

先ほどおっしゃっていただいたとおり、着用率が29.6%、高校生が5.2%で、ほとんどの方がかぶっていないんです。私が見る中で、鳴門市では1週間に一人か二人くらいしかいないような状況です。高校生の方に朝、ヘルメットはどうなっているのとお話を聞いたりします。これは教育委員会の問題になるかもしれませんが、学校のほうからは、できるだけかぶってと言われているけれどもという回答でした。

愛媛では、今着用率が60%くらいです。これは2014年に二人の高校生が亡くなられたということで、2015年、3万個のヘルメットを配付して、高校生に関してはヘルメットを着用しなければ自転車通学できないという形で数字が上がっているのだと思います。

県警察にはより踏み込んだ形で、お願いできればと思っておりますが、今後、県警察と してどのように取り組むのか、教えていただければと思います。

大喜交通企画課長

自転車ヘルメットの着用率向上に向けた今後の取組についての御質問でございます。

自転車ヘルメットの着用率向上に向け、これまで、関係機関、団体と連携した啓発活動 や街頭活動の強化などを推進しております。

高校生に対しては、学校やPTAとの連携によりまして、現在、県内29校が参加する、 ヘルメット着用率などを審査項目とする自転車安全利用コンテストを実施しているほか、 ヘルメット着用推進モデル校の指定などの取組を進めているところでございます。

着用率向上に向けては、自転車利用者がヘルメットの重要性を認識し、自らの意思で着用することが重要でありまして、引き続き、教育委員会をはじめ、関係機関、団体と連携し、ヘルメット着用意識を高めるための啓発活動などに取り組んでまいります。

坂口委員

やはり高校生にかぶってもらうためには、学校との連携が不可欠だと思っております。 教育委員会関係の文教厚生委員会で委員外議員として質問させてもらおうと思っている のですが、命を守るためのヘルメットということで、実際、2014年、愛媛県では二人の高 校生が亡くなっている。そういう事実があるにもかかわらず、徳島県は進んでいない。亡 くなってそのときにワーワー言っても仕方ないと私自身は考えています。

今、県では未来ある子供のためにということで、予算であったり、いろいろな施策であったり、そういったことに取り組んでいる。でも、自転車は徳島では学生さんにとって大事な一つのツールでありますので、そのあたりを再度認識していただくよう教育委員会のほうにもお願いをする。

今、ツーブロックであるとか、校則の改革を学生さんに任せているところではあるのですが、それ以前の問題として、命の問題ですので、自転車通学のヘルメットの着用の義務化も含めてそのあたりを学校に伝えていただけるようしていきたいと思っているのと、県警においては、そういった働き掛けというのを継続してお願いできればと思っております。

次に、これも立 哨 しているときにすごく感じるのですが、イヤホンです。耳に全部 入ってしまうタイプのイヤホンをされている学生さんがたくさんいらっしゃいます。中に はそれが駄目だということで、骨伝導タイプ、耳の穴が隠れないタイプをされている方も いらっしゃるんですけれども、全て入っているタイプを着けている方をたくさん見ます。

僕もおはようございますとかいってらっしゃいとか挨拶をするんです。多くの方が言っていただけるんですけれども、無視をされているのか、それとも聞こえていないのか、やはり安全ではないと思うんです。

千葉県では、男子大学生がイヤホンをつけて自転車を運転中に、横断歩道を渡っていた女性の方と衝突し、死亡させた。もちろん教育委員会から、学校では保険を掛けられていると伺っているのですけれども、事故が起きたときの危険性、イヤホンをしていることでどういう場合に違反になるのかについて、取締り、指導警告、啓発活動も必要かと思います。

その中で、県警察としてイヤホンの取締りや安全教育について、どのようにお考えになられているのかお聞かせいただければと思います。

大喜交通企画課長

自転車運転中のイヤホンの使用についての御質問にお答えいたします。

道路交通法は、自転車利用時のイヤホンの使用そのものを禁止していないものの、周囲 の音が聞こえない状態で自転車を運転することは大変危険となるものでございます。

本県をはじめ、各都道府県の道路交通法施行細則では、イヤホン、ヘッドホンなどを使用し、安全な運転に必要な交通に関する音又は音声が聞こえない状態で自転車を含む車両を運転することを禁止しております。

違反の取締りに際しては、イヤホン使用という外形的事実のみではなく、周囲の音や声が聞こえない状態かどうか、個別具体の事実に即して違反の成否を判断しております。

自転車が関連する事故の多くは自転車側に法令違反があり、自転車利用者に法令遵守を 求めていくことが重要であることから、指導取締りとともに、自転車の交通ルールについ て安全教育や啓発活動を推進してまいります。

坂口委員

イヤホンをする学生さんの気持ちも分かります。自転車を運転しながら、好きなアーティストの音楽を聴きたい、それも分かります。私も車を運転しながら、イヤホンを耳には入れてないですけれども、音楽を聴いたり、ラジオを聴いたりします。中には駄目ですけど、テレビを見たりテレビの音を聞いたりされている方もいらっしゃると思います。

やはり全ての音が遮断されるのはかなり危ない。僕自身も危ないなというヒヤリハットが正直あります。その中でもハインリッヒの法則とかもありますが氷山の一角かと思います。大きな事故とならないように、引き続き、啓発と安全教育をお願いできればなと思います。

最後に、県土整備部になるのかもしれませんが、道路整備について1点お願いがございます。ここにいらっしゃる委員の皆様も同じだと思うのですけれども、道路の舗装が凸凹で直してほしいという要望を市民、町民、村民の方から頂くと思います。私も道路を走っていると大きなわだちを、県道であるとか、例えば鳴池線なんかは結構あって、気付いたときは県土整備部に直してもらえませんか、どうなりますかとお願いしています。

県警察でも地元の警察官、職員の方々がパトカー等でパトロールをされていると思います。そういった中で、ここの道路はわだちがすごいな、穴が空いているな、そういったことというのを感じる部分があると思います。そういったときに県土整備部のほうに御連絡、御報告等をされているかと思います。それが全てチェックできているような状況ではない、管轄外だと言われるかもしれないですけれども、道路管理者に通報するべきと考えているのですが、そのあたりについて、今現在、どのような対応をされているのか。実際、横串を刺された組織間の連携も必要かと思っております。その点についてお聞かせ願えればと思います。

大喜交通企画課長

道路整備についての組織の連携についての御質問でございます。

交通の安全と円滑を確保するために、交通安全施設の適切な維持管理とともに、道路の 点検整備は重要と認識しております。

道路の点検整備については、県や市などの道路管理者が行っているところですが、警察で認知した道路の不具合等については管理者に通報しているところでございます。

今後とも、地域の方から寄せられる情報も踏まえて、道路管理者など関係機関と連携しながら、安全で安心な交通環境の実現に努めてまいりたいと思います。

坂口委員

私も議員になる前は、会社組織でおりまして、横串というのは知事部局でも再編されていますが、難しいと認識しています。それが何年かごとに交替していくと、なかなかビジョンというのが見えなくなってくるということもあります。

けれども、道路に関しては県土整備部のほうかと思いますけれども、私どもも含め、県警察のほうでも気になって一本電話を入れることによって、道路管理者があそこが傷んでるんだということを理解できるような体制、そして、その道路の悪いところが直ることによって事故が起きづらくなるかと思いますので、引き続き、道路整備について県警察のほうでも御確認いただければと思います。

扶川委員

小松島市でトレーラーの巻き込みの事故がありまして、その判決が出たわけです。

こういう事故を防止するために歩車分離式の信号にするというハード対策をすればいいんでしょうけれども、渋滞との関係で、どこもかしこも分離式にするわけにはいかないということも伺っております。

そこで、ソフト面の啓発活動について伺いたい。

まず、運転者に対する注意喚起ということです。

死角が非常に大きい大型トラックやトレーラーについては、内輪差の事故というのがあるんですが、免許を取られる方に対して、免許の講習とか書換えのときに特に力を入れて、今回の事故の教訓をお伝えして、厳しい対応がなされるんだよということをお伝えするのも一つと思います。

それともう1点は、被害者である子供のほうです。

子供に対しても交通安全教育が必要だと思いますが、学校等からの要請によって出前教育をやっているということですので、年間、どの程度、どういうような内容の教育をしているのか、この2点をお願いします。

大喜交通企画課長

大型車両運転者への啓発活動についての御質問でございます。

トラック等の大型車両につきましては、委員御指摘のとおり、死角となる部分の多さや内輪差の大きさなどから、より一層の安全確認と慎重な運転が必要となります。

自動車教習所では、自動車の死角などについて、教本を使用した学科教習と実車を使用した技能教習を行っておりまして、大型免許試験においても、大型車両の特性を踏まえて死角や内輪差等を理解しているか確認しています。更新時講習においては、死角となる範囲やその確認方法などを説明した教本を配付し、その危険性を周知しております。

そのほか、安全運転管理者や職業ドライバーに対する講習等、様々な機会で大型車両運転時の留意点を指導しているところ、引き続き、関係機関、団体と連携しながら、注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

また、子供に対しての交通安全教育状況についての御質問について、引き続き回答させていただきます。

警察では、心身の発達段階に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進しております。子供に対しては、歩行者及び自転車利用者として必要な技能、知識を習得させるとともに、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めるため、学校やPTA等と連携した交通安全教育を実施しております。

例えば、交通安全教育の中では、横断歩道を渡る際には、青信号であっても車の運転者が見落とすこともあり得ることから、手を挙げて左右の安全確認をして渡るように指導しているところでございます。

昨年中の交通安全教育実施状況は、小学生に対して227回、対象人数は延べ1万2,727 人、中学生に対して51回、同じく延べ5,095人であり、毎年可能な限り多くの学校で実施できるよう関係者と調整しております。

県警察では、今年度、各署の警察官の中から交通安全教育マスターを指定しまして、交通安全教育への取組を強化しているところ、今後とも、関係機関、団体と連携し、ハード、ソフト両面において、子供の交通安全の確保に取り組んでまいります。

扶川委員

特に、今回、大きな事故が起こったわけですから、巻き込み事故がどんな悲惨なことになるかをきちんとお伝えできるような教育、啓発の回数を増やしてほしい。子供に対するね。また教育委員会にもお願いします。

眞貝委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御 異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決) 議案第26号、議案第27号

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。(11時18分)